

看護職キャリア継続支援のための短時間勤務

育児・介護や進学等をしたいけれど、休職はせずに日常の看護業務と両立して、キャリア形成を継続したい！

項目	内容
対象者	申請時、本学に1年以上在籍する看護師・助産師で、育児(小学校3年生まで)・介護および進学等により所定の勤務が困難な方。
期間	1回の申請で1年まで、更新および再申請は対象者1人につき最長3年が限度です。 ※進学の場合は最長2年間です。
身分	現職のままです。
社会保険	継続されますので、保険証の利用や年金加入などに影響はありません。
給与	時給制で勤務時間相応の給与が支給されます。
賞与	短時間勤務の実績に基づき減額されます。
退職金	算定金に算入されません。ただし、短時間勤務終了後に1年間勤務継続すれば、短時間勤務期間の2分の1が算定期間に繰り入れられます。
その他	* 勤務時間について：1週間の実働時間は24時間、20時間の2通り。 所属長と相談の上、毎月の勤務時間を選択し、1ヶ月の短時間勤務を組みます。